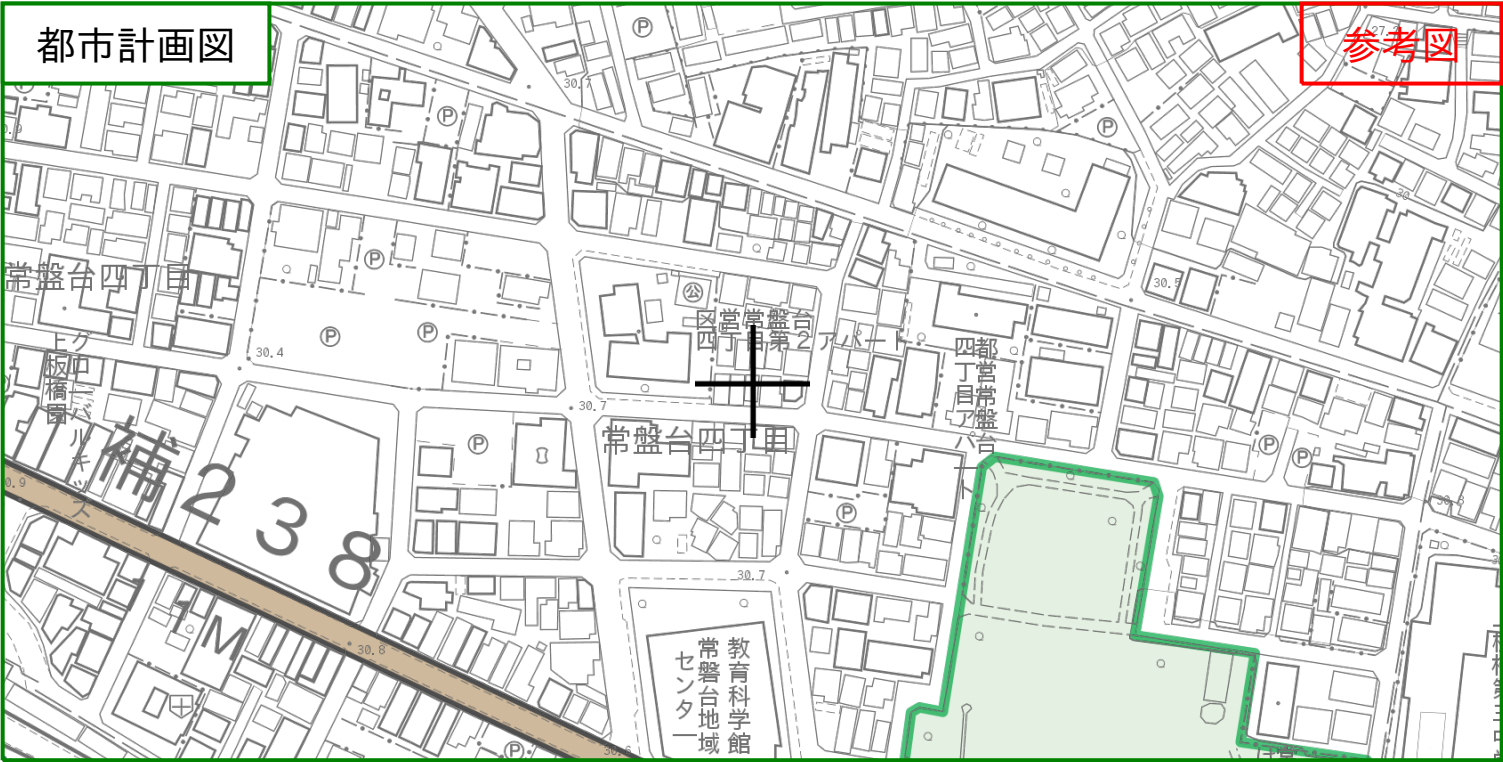
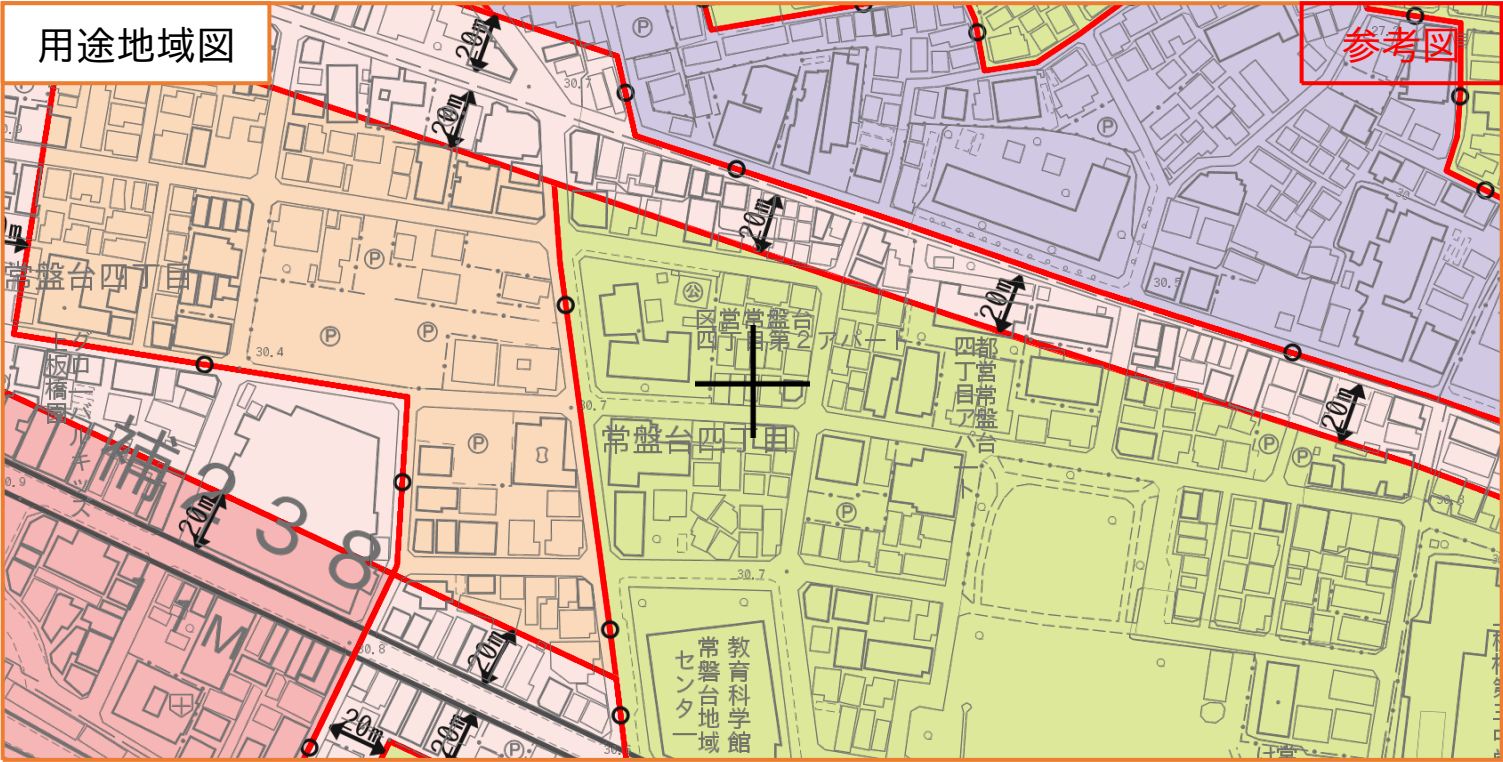


指定内容



【本資料に関する注意点】
・この地図情報は、都市計画法等に関する法定図面ではなく、公に証明する資料として申請等に利用することはできません。・この地図情報は都市計画及び土地の規制に関する全ての内容を表示するものではありません。・本サービスで提供する用途地域及び都市計画情報は、システム更新の都合上、最新の情報ではない場合があります。未更新の変更内容等については区のホームページをご確認ください。
・本図は、精度上の誤差を含んだ参考図です。詳細については、それぞれの担当窓口でご確認ください。・本図は権利や義務の発生するもの、取引の資料とするものなど、重要な事項の確認には使用できません。・指定内容一覧の内容は、図中心における都市計画等情報の内容を示しています。・この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2500の地形図及び東京都都市計画道路網図(1/2500)、東京都都市計画鉄道網図(1/2500)を使用して作成したものです。ただし、計画線は、都市計画道路の計画線から転記したものです。無断複製・転写を禁じます。（承認番号）5都市基街都第12号、令和5年4月17日。（承認番号）6都市基交都第31号、令和6年6月11日。この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。（承認番号）5都市基交著第32号。・指定内容-用途地域等（建築基準法による規制）については、建築基準法の規制に関する内容を表示しています。地区計画等により、建ぺい率、容積率、高さ制限、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限などが、別途規制されている場合があるためご注意ください。
・本資料は窓口システムにて印刷されたものです。・その他注意事項や最新の情報、本資料に係る内容についてはホームページ（2枚目（裏面）二次元バーコードリンク先）をご確認ください。

用途地域等（建築基準法による規制等）		建築指導課 意匠審査係
区域区分／都市計画区域	市街化区域／都市計画区域	
用途地域	第1種中高層住居専用地域	
特別用途地区	（なし）	
建ぺい率	60%	
容積率	200%	
敷地面積の最低限度	60㎡	
高さの限度（一低層）	（なし）	
高度地区	種別：第二種高度地区 最高限度：22m 最低限度：（なし）	
防火規制／新防火区域（都安全条例）	準防火地域／（新防火区域：なし）	
日影規制	（一）3時間-2時間／4m	
斜線規制	道路：あり、隣地：あり、北側：なし	
外壁の後退距離（一低層）・壁面線の指定・建築協定	（なし）	

都市計画（都市施設）		
道路	（なし）	
都市高速鉄道	（なし）	裏面 問い合わせ先 ※1 参照
公園	（なし）	
緑地	（なし）	
駐車場・自動車ターミナル・下水道 ・ごみ焼却場・その他の処理施設・ 地域冷暖房施設・市場・一団地の住 宅施設・流通業務団地	（なし）	都市計画課 交通企画都市基盤係 （流通業務団地は裏面※2 参照）
地区計画等		
地区計画	（なし）	建築指導課 意匠審査係
地区区分	（なし）	
沿道地区計画	（なし）	
地区区分	（なし）	
地域地区・促進区域・市街地再開発事業・その他		
風致地区	（なし）	—
宅地造成等工事規制区域	あり(令和6年7月31日)	都市計画課 開発計画係
土地区画整理事業（施行すべき区域）	（なし）	
生産緑地地区	（なし）	都市計画課 都市計画係
流通業務地区	（なし）	
まちづくり協議会との協議	（なし）	
景観計画区域	一般地域	都市計画課 都市景観係
周辺の景観重要公共施設など	（なし）	
特別緑地保全地区	（なし）	みどりと公園課みどり計画係
市街地再開発事業・促進区域・高度 利用地区・防災街区整備事業・特定 防災街区整備地区	（なし）	裏面 問い合わせ先 ※2 参照
土砂災害警戒区域・ハザードマップ	右記の所管にお問い合わせください。	防災危機管理課計画推進係 生涯学習課文化財係
埋蔵文化財包蔵地	右記の所管にお問い合わせください。	

凡例

【用途地域図の凡例】
(用途地域)

第一種低層住居専用地域

第一種中高層住居専用地域

第二種中高層住居専用地域

第一種住居地域

第二種住居地域

準住居地域

近隣商業地域

商業地域

準工業地域(第二種特別工業地区)

準工業地域

工業地域(第一種特別工業地区)

工業地域(都市型産業育成地区)

工業専用地域(都市型産業育成地区)

工業専用地域

(新たな防火規制区域)

新たな防火規制区域（東京都建築安全条例第7条の3の区域）

【都市計画図の凡例】
(都市計画施設)

道路

完了

事業中

未着手

(第四次事業化計画優先整備路線)

未着手

公園

完了

事業中

未着手(優先整備区域)

未着手

緑地

その他

駐車場

自動車ターミナル

下水道(完了)

下水道(事業中)

ごみ焼却場

その他処理施設

地域冷暖房施設

市場

一団地の住宅施設

流通業務団地

(地区計画等)

地区計画

地区計画(地区区分)

沿道地区計画

沿道地区計画(地区区分)

(地域地区・促進区域・市街地再開発事業等)

土地区画整理事業(施行すべき区域)

生産緑地地区

流通業務地区

景観計画区域(景観形成重点地区)

特別緑地保全地区

市街地再開発事業

促進区域

高度利用地区

防災街区整備事業(完了)

特定防災街区整備地区

問い合わせ先

部署		電話番号	窓口番号	
板橋区	都市整備部 建築指導課	意匠審査係	3 5 7 9－2 5 7 3	北館5 F 1 6 番
	都市整備部 都市計画課	都市計画係	3 5 7 9－2 5 5 2	北館5 F 1 5 番
		開発計画係	3 5 7 9－2 5 5 7	
		交通企画都市基盤係	3 5 7 9－2 5 4 8	
		都市景観係	3 5 7 9－2 5 4 9	
	まちづくり推進室 まちづくり調整課	調整・不燃化まちづくり係	3 5 7 9－2 5 7 2	北館5 F 1 3 番
	土木部 みどりと公園課	みどり計画係	3 5 7 9－2 5 2 5	南館5 F 2 3 番
	危機管理部 防災危機管理課	計画推進係	3 5 7 9－2 1 5 9	南館4 F 2 5 番
	教育委員会事務局 生涯学習課	文化財係	3 5 7 9－2 6 3 6	北館6 F 1 5 番

※1【都市計画施設（道路・都市高速鉄道・公園・緑地）の問い合わせ先について】

・HPの問い合わせ一覧をご確認ください。（下記又は右の二次元バーコードからも確認できます）
(区HPトップページ＞防災・環境・まちづくり＞都市計画・景観計画・交通政策＞都市計画＞都市計画道路＞都市計画道路等(1)都市計画道路・都市計画公園＞「都市計画施設の問い合わせ先」参照)

※2【その他協議先について】

・HPの問い合わせ一覧をご確認ください。（下記又は右の二次元バーコードからも確認できます）
(区HPトップページ＞手続き・暮らし＞住まい＞家・建物を建てる時＞建築確認申請の流れ＞添付ファイル「建築確認申請をされる方へ(協議先一覧)」参照)
・既に事業が完了している市街地再開発事業・防災街区整備事業(再開発促進区域・高度利用地区・特定防災街区整備地区)については、まちづくり推進室 まちづくり調整課 調整・不燃化まちづくり係にお問い合わせください。



都市計画施設
問い合わせ先



その他 協議先一覧

用途地域等の境界について

(一般的なルール)

・用途地域等の境界は、原則として道路、鉄道、河川などの中心です。
・○記号の表示がある場所は、用途地域等の境界が道路、鉄道、河川などの中心であることを示しています。

(路線式の指定の場合)

・右図のように↔記号があり、「30m」又は「20m」と記載がある場合の指定については以下の通りとなります。
① 都市計画道路の場合：都市計画道路境界※3 から「30m」又は「20m」
② 都市計画道路以外の道路：現況道路境界線から「30m」又は「20m」
※3 都市計画道路が完了している場合、都市計画道路境界≒現況道路境界≒道路管理者によって管理されている道路境界(都市計画道路境界(または幅員)が道路管理者が管理している道路境界(または幅員)と大きく異なる場合は例外的な取扱いとなるため、建築指導課意匠審査係までお問い合わせください。)

(その他)

・地図内に『※要確認』と表記がある箇所や、上記の他例外的な指定をしている箇所がありますので、詳しくは事前に地図情報をお調べの上、建築指導課意匠審査係までお問い合わせください。



本資料について

個別の規制に関わる内容以外、本資料についてのお問い合わせ・不明な点がございましたら、「都市整備部 建築指導課 意匠審査係(上記問い合わせ先参照)」にお問い合わせください。
なお、本資料に関する注意事項や最新の情報については、HPをご確認ください。（下記又は右の二次元バーコードからも確認できます）
(区HPトップページ＞防災・環境・まちづくり＞都市計画・景観計画・交通政策＞都市計画＞板橋区用途地域図および都市計画図の閲覧)



用途地域・都市計画図に関する
注意事項・最新の情報について